

別紙（セーフティネット保証5号の認定要件）

区分	認定要件	現行運用との主な変更点
売上高要件	○単一・兼業1（通常用） 「指定事業」のみを行っており、<u>最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること</u> ○兼業2（通常用） 「指定事業」と『非指定事業』を兼業している場合は、<u>最近3か月における「指定事業」の売上高が〔中小企業者全体〕の売上高の5%以上を占めており、かつ、〔中小企業者全体〕と「指定事業」それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること</u>	○「指定事業」のみの場合と「指定事業」と『非指定事業』を兼業している場合の2通りへ集約 ○兼業2の場合も「指定事業」が主業種か否かは不問となり、営んでいる事業に「指定業種」が複数あればすべて売上高を合計 ○これに伴い「指定業種」が主業種でない場合の要件（兼業3）は廃止 ○コロナ禍の影響を受けて売上が減少した場合、影響を受ける前の期間（最も古くて令和元年度）と比較できる、いわゆる「コロナ要件」の廃止
売上高要件（創業者）	○単一・兼業1（創業用） 「指定事業」のみを行っており、<u>最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること</u> ○兼業2（創業用） ・「指定事業」と『非指定事業』を行っている場合は、<u>最近1か月における指定事業の売上高が〔中小企業者全体〕の売上高の5%以上を占めており、かつ、〔中小企業者全体〕と「指定事業」それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること</u>	○現行では「<u>最近1か月の売上高</u>」と「<u>最近1か月の売上高を含めた最近3か月の月平均売上高</u>」で比較するが、「<u>最近1か月の売上高</u>」と「<u>最近1か月の直前3か月の月平均売上高</u>」との比較へ変更
（新設）売上高営業利益率要件	○単一・兼業1（利益率要件用） ・「指定事業」のみを行っており、<u>最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること</u> ○兼業2（利益率要件用） ・「指定事業」と『非指定事業』を行っている場合は、<u>最近3か月における「指定事業」の売上高が〔中小企業者全体〕の売上高の5%以上を占めており、かつ、〔中小企業者全体〕と「指定事業」それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること</u>	○為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている場合の利用を想定 ○認定には、増加した費目などがわかるよう根拠資料として「試算表（残高試算表、合計残高試算表（P/L付き）」が必要（代替不可）

※記載の内容は、令和6年12月1日時点の内容（予定）です。国の解釈の変更等に伴い、適宜変更される可能性がありますので、ご承知おき下さい。

別紙（セーフティネット保証5号の必要資料等）

区分	現行運用との主な変更点
疎明資料 売上高	○<u>月別売上高表は廃止</u> ○疎明資料として、<u>今後は事業者が経常的に利用している「試算表（残高試算表、合計残高試算表（P／L付き）」「法人事業概況説明書」「元帳」「請求書・レシート・伝票（該当月分すべて）」「通帳」などのコピーが必要</u> ○疎明資料は原則算定に必要な月分だけで可 ○年・月ごとで疎明資料の種別は異なってもよいが、消費税抜・税込は統一が必要
疎明資料 売上高営業利益率	○疎明資料は、<u>法・個人問わず「試算表（残高試算表、合計残高試算表（P／L付き）」のみ（未作成の場合は対象外）</u> ○<u>外的要因等により増加している費用の確認などが必要なため、売上高や営業利益だけでなく販管費（経費）の明細なども表示されたものが必要</u> ○「指定事業」と『非指定事業』を兼業する場合は、それぞれで事業ごとに数値が確認できる「試算表」が必要

※記載の内容は、令和6年12月1日時点の内容（予定）です。国の解釈の変更等に伴い、適宜変更される可能性がありますので、ご承知おき下さい。